

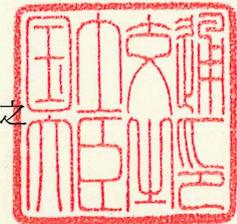
国海員第383号
令和8年2月13日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

金子 恭 之



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第95条第1項（昭和23年法律第130号）の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第504号

船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の全部を改正する告示案について

諮問理由

船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針を別紙のとおり改正することについて、船員職業安定法第95条第1項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して 事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が 適切に対処するための指針の全部を改正する告示案について

1. 背景

「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和 45 年法律第 98 号。以下「青少年法」という。）第 33 条の規定により読み替えて適用する同法第 7 条において、国土交通大臣は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着等についての必要な措置に関し、無料船員職業紹介事業者等が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする旨が定められている。

今般、船員不足の深刻化への対応等を目的とした「船員法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 32 号。以下「改正法」という。）による改正後の船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）（以下「改正船員職安法」という。）において、求人等に関する情報の的確な表示の義務付け、地方公共団体による無料の船員職業紹介事業、船員募集情報提供事業等に係る事項が新たに規定されるとともに、改正法により、青少年法第 33 条についても所要の改正が行われた。

これを踏まえ、改正法の施行に伴い、「船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年国土交通省告示第 1030 号。以下「本指針」という。）を改正し、現行の規定事項に加えて、改正船員職安法において新たに規定された事項等に係る必要な事項を定めた新たな指針として、これを公表することとする。

2. 概要

本指針について、以下のとおり、改正することとする。

(1) 題名及び趣旨（題名及び第一関係）

改正船員職安法において、無料の船員職業紹介事業を行う地方公共団体である「特定地方公共団体」が新たに規定されるとともに、改正法による改正後の青少年法第 33 条の規定により読み替えて適用する同法第 7 条において、当該「特定地方公共団体」が船員青少年指針の対象者に位置付けられたことを踏まえ、題名を「船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に改めるとともに、趣旨についても所要の改正を行う。

(2) 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置（第二関係）

船員に関する青少年を対象とした求人の申込み等に際して行われる労働条件の明示等について、一般的な陸上労働者に関する青少年を対象とした求人の申込み等に際して行われる労働条件の明示等と同様の留意事項として、以下の事項等を定める。

- 一 青少年の募集を行う者等は、募集に応じて船員になろうとする青少年等に対して従事すべき業務の内容等の労働条件を明示するに当たり、その内容を、虚偽又は誇大な内容としてはならないこと
- 二 青少年の募集を行う者等は、募集に応じて船員になろうとする青少年等と雇入契約等を締結しようとする場合において、これらの者に対してあらかじめ明示していた労働条件の変更等をするとき、当該変更等の内容を明示しなければならないこと
- 三 青少年の募集を行う者等は、広告等により青少年の募集等に関する情報を提供するに当たり、船員職業安定法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 32 号）第 4 条第 3 項各号に掲げる賃金、労働時間等の事項等を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこと
- 四 青少年の募集を行う者等は、広告等により青少年の募集等に関する情報を提供するに当たり、船員になろうとする青少年に誤解を生じさせることのないよう当該情報を表示しなければならないこと
- 五 青少年の募集を行う者等は、提供する青少年の募集に関する情報を正確かつ最新の内容に保つため、青少年の募集を終了した場合又は当該募集の内容を変更した場合は、速やかに当該情報の提供を終了し、又は当該情報を変更しなければならないこと
- 六 事業主は、就職活動中の学生等に対する言動について、必要な注意を払うよう努めることが望ましいこと
- 七 事業主は、採用内定者に対して自由な意思決定を妨げるような内定辞退の勧奨を行ったり、就職活動中の学生等に対して採用内定等と引換えに他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要したりしないこと

(3) その他

改正法の施行に伴う改正、規定振りの適正化その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和8年4月

施 行：改正法の施行の日（改正法の公布の日から1年以内の政令で定める日）